

自転車の交通違反は



令和8年4月1日から

交通反則通告制度（青切符）適用



✓ 16歳以上が対象（運転免許の有無は関係なし）

主な反則行為	反則金
携帯電話使用等（保持）	12,000円
逸断踏切立入り	7,000円
信号無視	6,000円
通行区分違反（右側通行等）	5,000円
指定場所一時不停止等	
自転車制動装置不良（ブレーキなし等）	

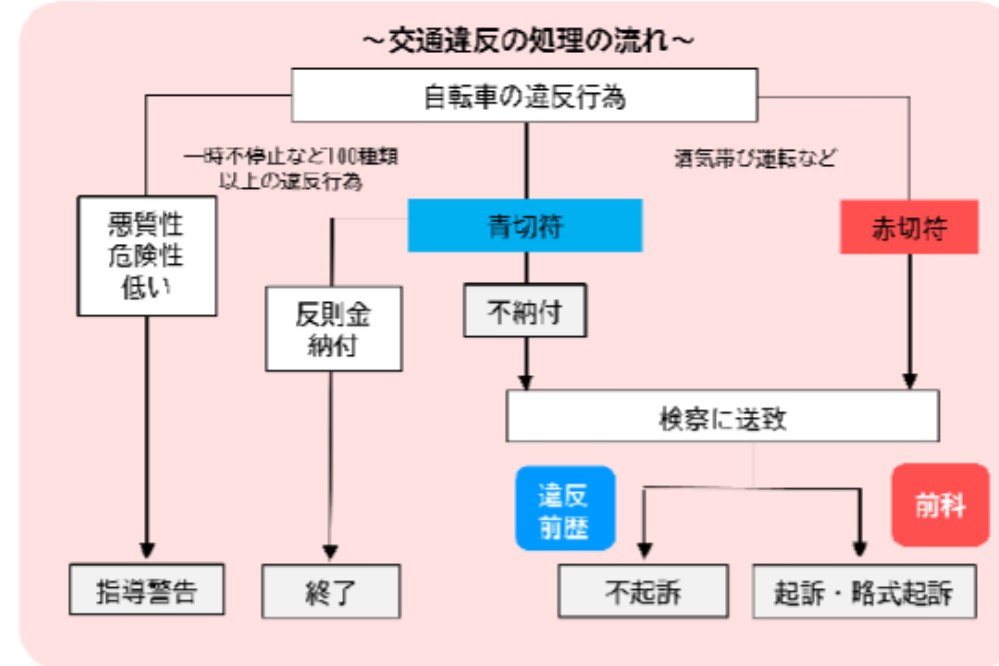
基本的には自転車の交通違反を認知した際は、現場で指導警告を行います。その違反が交通事故の原因となるなど、危険性・迷惑性が高い悪質・危険な違反であったときは検挙を行います。

★ 青切符が始まる前に交通ルールを学習



? 交通反則通告制度（青切符）とは

運転者が一定の違反行為をした場合、一定期間内に反則金を納めれば、刑事裁判や家庭裁判所の審判を受けずに事件が終了される制度



神奈川県警察公式アプリ「かながわポリス」ダウンロードはこちら



神奈川県警察



ルールを守ることは

自分を守ることニヤ



自転車は
車両

違反には
反則金も

16歳以上の

自転車の交通違反は

青切符対象だニヤ

令和8年4月1日施行

一時不停止



ながらスマホ



新設

同一方向に進行する自動車等と自転車等の車道での側方接触を防止するためのルール

自動車等が自転車等の右側を通過する場合、両者の間に十分な間隔がない時は、自動車は自転車との間隔に応じた安全な速度で進行しなければなりません。また自転車等はできる限り道路の左側端に寄って通行しなければなりません。



神奈川県警察公式アプリで交通ルールを学習

スマート

ザリンスクール



まずは神奈川県警察公式アプリ「かながわポリス」をダウンロード!

